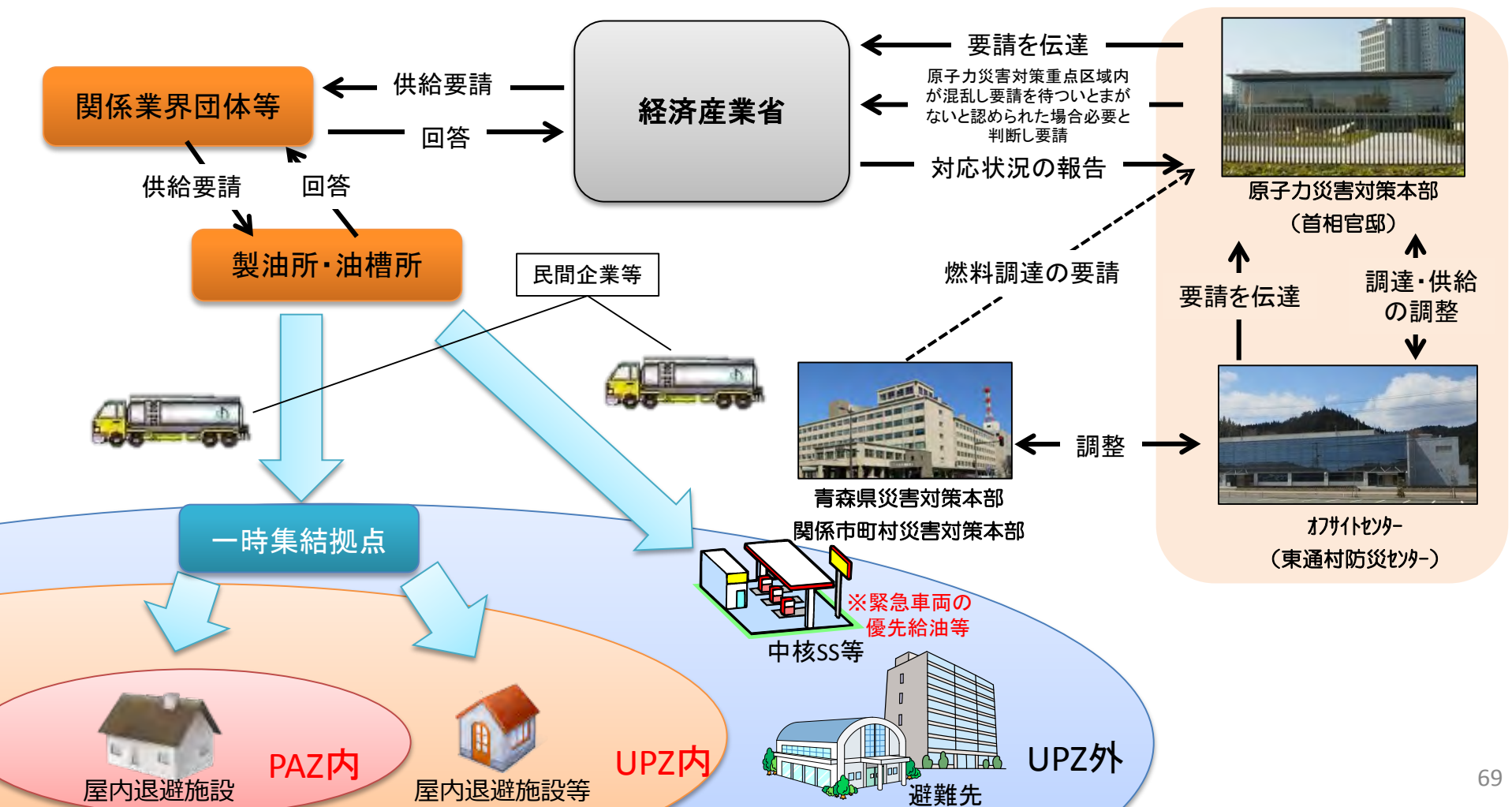


国による物資（燃料）の供給体制【P】

- 青森県及び関係市町村が備蓄している燃料が不足する場合、青森県及び関係市町村から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



- 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク等	日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰等	各種食品産業関係団体等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトーパー、毛布等	什器・備品レンタル協会、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、 独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構(JOGMEC)等

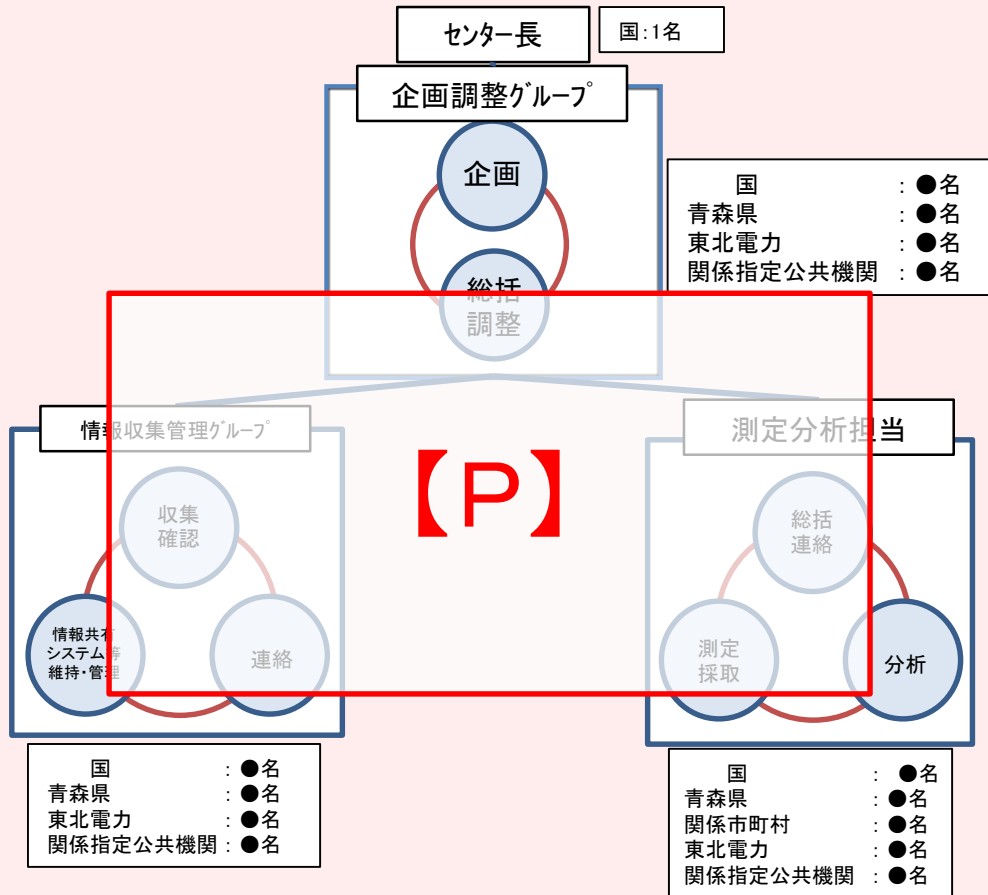
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P.68の体制に基づき実施。

8. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングセンターの体制【P】

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンターは、オフサイトセンターに、センター長、企画調整グループ、情報収集管理グループ及び測定分析担当の要員を配置し、緊急時モニタリング活動を実施する。
- 青森地方放射線モニタリング対策官事務所にモニタリング対策官1名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

現地における測定、環境試料の採取及び分析を行う。

- ※ 要員数は交代要員を含む
- ※ 国の要員は、国から委託を受けた民間の機関含む
- ※ 青森県、関係市町村及び東北電力の要員数は、青森県のモニタリング計画等に基づく

- ひがしどおり 東通原子力発電所周辺の5市町村に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点●地点（PAZを除く）を設定し、防護措置の実施判断に係る測定を実施。【P】
- 発電所敷地内及びPAZ内では、●局の測定局で連続測定を実施。【P】
- このほか、国及び青森県の測定局においても空間放射線量率を測定。
- 今後測定機器を追加的に整備し、モニタリング体制の更なる充実を図る。

【P】

➤ モニタリングステーション、モニタリングポスト等【P】

- ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト●局(青森県●局、東北電力●局)で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ・広域モニタリングポスト●局及び電子線量計40局(うち20局は平成29年度整備予定)で、放射線量を測定
- ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合等に備え、可搬型モニタリングポスト5台を配備
- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングステーション・ポスト【13局】
(非常用発電機装備)



広域モニタリングポスト【12局】
(非常用発電機装備)



電子線量計【40局】
(非常用電源装備)

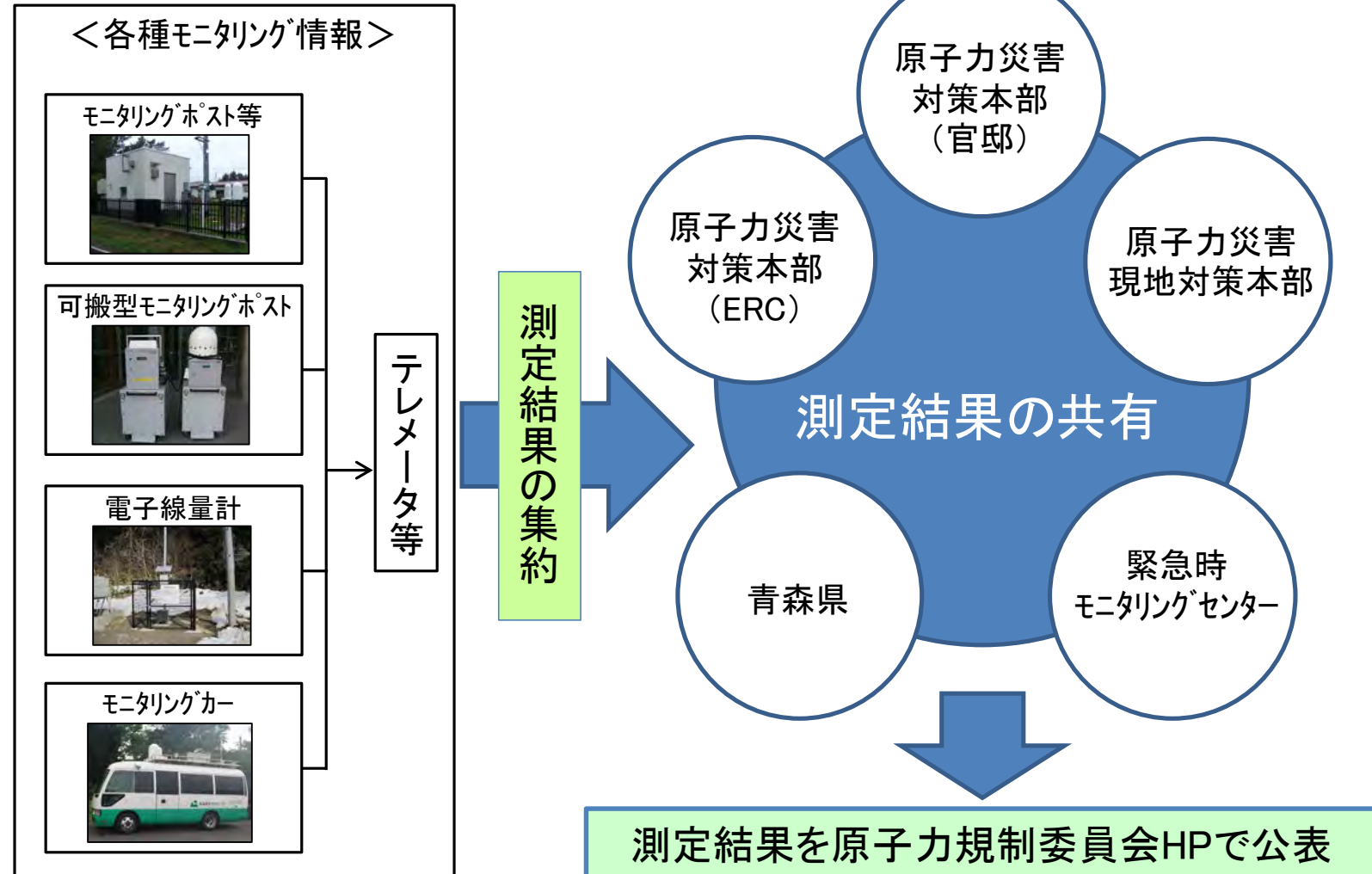


可搬型
モニタリングポスト【5台】

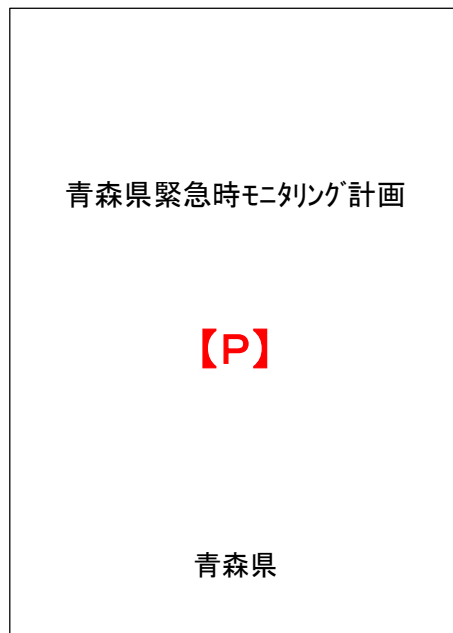


モニタリングカー【1台】

➤ 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。【P】



- 施設敷地緊急事態に至った際における、モニタリングの実施項目等は、青森県が策定している「青森県緊急時モニタリング計画」を踏まえ、国が「緊急時モニタリング実施計画」により定める。なお、同実施計画は、事態の進展に応じて、随時、改定を行う。【P】
- 緊急時モニタリングは、当該実施計画に基づき緊急時モニタリングセンターが主体となって実施する。また、UPZ外、海域及び空域等の広域のモニタリングについては国が中心となって原子力事業者等の協力を得て行う。【P】
- 緊急時モニタリングセンターでは、防護措置の実施判断のため空間放射線量率の測定を優先して行うとともに、大気中の放射性物質濃度測定、飲食物に係るスクリーニング等を行う。【P】



<緊急時モニタリング計画>

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

【P】

<実施項目>

- モニタリングの継続
- 固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- ヨウ素サンプラの設置・測定
- 飲食物に係るスクリーニング 等

<実施主体>

- 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当)
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図 等

緊急時モニタリングに係る動員計画【P】

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に原子力規制委員会は「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定した。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数

(平成26年度調査による。青森県・東北電力を除く。)

	可搬型 モニタリングポスト	モニタリングカー
国	35台	10台
道府県	●台	●台
原子力事業者	●台	●台
関係指定 公共機関	21台	5台

※ 各資機材については保有数を記載。

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、青森県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。【P】

【P】